

令和8年度デジタル人財U I Jターン促進イベント運営業務 企画提案募集（プロポーザル方式）実施要領（案）

1 企画提案を募集する業務

令和8年度デジタル人財U I Jターン促進イベント運営業務

2 目的及び概要

デジタル化の進展やライフスタイルの多様化により、副業や二地域居住など、住所地以外の地域との関係も広がりを増す中、本県へのU I Jターンに興味のある首都圏のデジタル人財を対象に、本県のしごと・生活環境に関する新たな発見につながるイベントを開催することにより、参加者の本県への興味・関心をU I Jターンの行動につなげ、移住決定の一助とすることを目的とします。

つきましては、業務委託先を選定するため、以下のとおり企画提案を募集します。

3 企画提案を募集する業務（詳細は別紙仕様書（案）のとおり）

- (1) イベントの企画及び運営
- (2) 広報の実施
- (3) 参加者アンケートの実施
- (4) 課題等の報告

4 委託経費上限額

2, 891, 000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※実際の契約額は、事業者の決定後に企画書の内容に基づき見積合わせを行った上で決定します。

5 委託契約期間

委託契約日から令和9年2月26日（金）までとします。

6 企画提案応募資格

応募資格を有する方は、応募する時点で、次の要件を全て満たす方とします。

- (1) 青森県内に事務所又は事業所を有する法人又は個人事業主であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、本県における一般競争入札に参加できない者でないこと。
- (3) 青森県発注の契約に係る指名停止を受けていない者であること。
- (4) 国税・都道府県税・市区町村税の滞納がないこと。
- (5) 会社更生法又は民事再生法等による手続きを行っている者でないこと。
- (6) 宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とする団体、特定の公職者（候補者を含む。）や政党などを推薦、支持又は反対する目的の団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体や個人でないこと。
- (7) 特定非営利活動法人（NPO法人）については、特定非営利活動促進法第29条に基づく事業報告書等を提出していること。

7 応募方法

(1) 提出書類

ア 企画提案書（様式1）及び企画提案内容（様式2）

(ア) 記載事項

別紙仕様書（案）及び別添「令和8年度デジタル人材UIJターン促進イベント運営業務に係る企画提案競技評価項目及び評価基準」を確認の上、記載すること。なお、提案に当たっては、次の①及び②の項目に関する提案を含めること。

①委託業務の目的を踏まえ、参加者の青森県への興味・関心を高めるとともに、本県へのUIJターン促進に資する内容に関する企画の提案。

②首都圏のデジタル人材の関心を惹きつけるために作成する募集チラシのデザイン性及び表現力に関する提案。

なお、次の項目については任意提案事項とし、提案がある場合は加点評価の対象とする。

○UIJターン促進イベントの実施をきっかけに、首都圏デジタル人材の本県へのUIJターンを加速化させるための事業展開に関する提案

(イ) 体裁

- ・様式は任意とするが、サイズは日本産業規格A4横サイズとすること。
- ・ページ数に上限は設けない。
- ・右下にページ番号を記載すること。

イ 全体スケジュール

ウ 経費積算書（様式3）

エ 事業者・団体の概要が分かるもの

会社案内・パンフレット等、応募者の概要や事業実績が分かる資料

オ 会社については商業登記簿の写し、個人事業主については個人事業の開廃業等届出書の控えの写し、各種法人や各種組合については登記簿の写し、任意団体については団体規約の写し、又はこれらの事項を証明するもの

(2) 提出方法及び提出期限

上記7(1)に示す提出書類一式を、令和8年6月10日（水）17時（必着）までに、青森県総合政策部DX推進課産業・しごとDXグループあて電子メールにより提出すること。なお、電子メール1通当たりの容量が10MBを超える場合は添付ファイルの受領ができないため、クラウドサービス等により提出すること。

(3) 留意事項

ア 企画提案は1者につき1提案とする。

イ 提出された書類に虚偽又は不正があった場合は失格とする。

ウ 提出された書類の内容を変更することはできない。

エ 必要により提出された応募書類の内容について、関係機関に照会する場合がある。

オ 提出された書類は、原則として県に対する情報公開の対象文書となる。

カ 提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式・A4判）を提出すること。

8 質問及び回答

(1) 質問受付期限

令和8年6月3日(水) 17時必着

(2) 質問方法

質問書(様式4)に記入の上、下記「13 問い合わせ先・応募窓口」に対し電子メール(PDF形式)により提出すること。なお、口頭(電話を含む。)による質問は受け付けない。

(3) 回答方法

回答は、令和8年6月4日(木)までに質問書を提出した者あてに回答するほか、当課のホームページに質問者名を伏せて掲載する。

9 事業実施候補者の選定

(1) 審査

ア 企画提案された内容について、書面による審査を実施する。

イ 審査は、県職員で構成する審査員が、審査基準に基づき実施する。

ウ 審査の結果、最も総得点の高い提案者を本提案競技の最優秀提案者とし、次に総得点の高い提案者を優秀提案者とする。

エ 複数の提案者が最高総得点で並んだ場合、審査員の多数決により順位を決定する。

オ 総合評価点が5割に達しない場合は、受注候補者として選定しない。

(2) 審査基準

別添「令和8年度首都圏デジタル人材UIターン促進イベント運営業務に係る企画提案競技評価項目及び評価基準」のとおりとする。なお、上記評価基準のうち加点評価項目については、任意提案事項であり、提案がない場合でも失格とはならない。

10 審査結果の通知と委託契約の締結

(1) 審査結果の通知等

審査結果は、採否を問わず全ての提案者に対して電子メール(審査結果通知文を添付)により通知する。なお、審査結果に関する質問は受け付けない。

(2) 委託契約の締結及び権利の帰属

ア 企画提案競技審査において最優秀提案者となった者を受注候補者とし、企画提案書を参考に協議を行い、改めて見積書を徴取し、その内容を精査した上で随意契約による委託契約を締結する。

イ 業務内容については、最優秀提案者の企画提案書内容をそのまま実施することを約束するものではなく、詳細について協議の上、決定する。

ウ 上記(1)の協議が調わない場合には、優秀提案者を受注候補者とし、企画提案書を参考に協議を行い、協議が調った場合、契約を締結する。

エ 委託契約は、地方自治法や青森県財務規則をはじめとする諸規程に基づき締結する。

オ 本委託業務により制作された資料等に係る著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む。)及び所有権等は、原則として委託料の支払いが完了した時に受注者から県に移転するとともに、委託事業の成果等は青森県に帰属し、県が、県の業務において使用する場合において、受注者の許諾なく自由に使用できるものとする。

11 全体スケジュール（予定）

令和8年5月27日（水）	：公告
令和8年6月3日（水）	：質問受付期限（17時必着）
令和8年6月4日（木）まで	：質問回答
令和8年6月10日（水）	：企画提案提出書等提出期限（17時必着）
令和8年6月中旬	：企画提案競技（書面審査）
令和8年6月中旬	：実施結果の通知
令和8年6月下旬	：契約締結

12 その他留意事項

- （1）応募に要する経費は、全て応募者の負担とする。
- （2）提出された企画提案書は返却しないものとする。
- （3）本委託業務の実施に当たっては、委託契約書及び仕様書に従うとともに、関係法令を遵守すること。
- （4）事業の受注により得られた情報等については、委託業務終了後においても守秘義務があるので、留意すること。
- （5）本委託業務で使用する画像・映像等の著作権及び肖像権など権利関係の調整及び処理は、受注者が行うこと。
- （6）受注者は、本委託業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等を遵守すること。
- （7）その他、契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、県と協議して決定するものとする。

13 問い合わせ先・応募窓口

〒030-8570

青森県青森市長島一丁目1番1号（県庁南棟3階）

青森県総合政策部 DX推進課 産業・しごとDXグループ

電話：017-734-9418

メール：dxsuishin@pref.aomori.lg.jp

14 関連書類及び提出様式

- （1）関連書類
 - ・別紙 令和8年度デジタル人財UIJターン促進イベント運営業務仕様書（案）
 - ・別添 令和8年度デジタル人財UIJターン促進イベント運営業務に係る企画提案競技評価項目及び評価基準
- （2）提出様式
 - ・様式1 企画提案書
 - ・様式2 企画提案内容
 - ・様式3 経費積算書
 - ・様式4 質問書